

カント「美的判断力の批判」の一考察(二)

松本長彦

目次

- 一 『判断力批判』の課題設定
- 二 判断力及びその原理としての「自然の合目的性」について
 - (以上(一))
 - 三 美的判断力と快・不快の感情
 - 美と崇高の問題 ——
 - 三―一 美の分析
 - 三―一―一 美的判断としての趣味判断
 - 三―一―二 趣味判断の第一契機 質から見て
 - 三―一―三 趣味判断の第二契機 量から見て
 - 三―一―四 趣味判断の第三契機 関係から見て
 - 三―一―五 趣味判断の第四契機 様相から見て
 - 三―一―六 美の分析の総括
 - 三―一―七 (補論) 構想力と悟性
 - 趣味判断の本質 ——
 - 三―二 崇高の分析
 - 三―二―一 美的判断としての崇高なものについての判断
 - 三―二―二 数学的に崇高なものについて
 - 三―二―三 力学的に崇高なものについて
 - 四 趣味の二律背反と超感性的基体の理念
 - 四―一 趣味の二律背反について
 - 四―二 三種の二律背反と超感性的なもの理念
 - 五 道徳的善の象徴としての美
 - 自然と自由との媒介 ——
 - 五―一 象徴について
 - 五―二 E・カッシーラーとS・K・ランガーの「シンボル」概念との比較
 - 五―三 道徳的善の象徴としての美
- 六 結び —— 「目的論的判断力の批判」への移行 ——

(以下続編)

(承前)

三 美的判断力と快・不快の感情

——美と崇高の問題——

既に示したように、判断力は、上級認識諸能力 (die oberen Erkenntnisvermögen) の一つとして、悟性・理性とともに立法的 (gesetzgebend) な能力である (Vgl. EmI. IV, S. XXV-XXVIII)。そのア・プリアリナ原理として「合目的性」をより詳しく言えは「自然の合目的性の概念」(der Begriff der Zweckmäßigkeit der Natur) をもつ (EmI. V, S. XXX)。判断力はこの原理を通して、我々の「心の能力」(Vermögen des Gemüths) の一部である「快・不快の感情」(Gefühl der Lust und Unlust) に規則を与える。これが立法的ということの意味である。

さて、このような判断力による快・不快の感情の規定は、どのようになされるのか。これをカントは、「美しいもの」(das Schöne) と「崇高なもの」(das Erhabene) の分析を通して明らかにしている。以下、美と崇高とについての判断の分析を概観して、判断力による快・不快の感情の規定はどのようになされるのかを考察してみよう。

ところで、ここに於いて論じられる判断力は、「反省的」(reflectierend) で「美的」(ästhetisch) な判断力である。即

ち、美と崇高の判断に於いては、我々は対象 (一般的に言えは自然) を、予め与えられている一定の概念や規則の下に包摂するのではなく、単に反省し、その反省に於いて対象を判定する。美と崇高についての判断に於いて働く判断力とは、このような判断力である (Vgl. EmI. VII, S. XLII-XLVIII; usw.)。

三—— 美的分析

三—— 美的判断としての趣味判断

美的判断力の典型的な働きは、「趣味判断」(das Geschmacksurtheil) に於いて現れる。「趣味」(Geschmack) とは、「美しいものを判定する能力」(das Vermögen der Beurtheilung des Schönen) (§ 1, S. 3, Anm.) と定義される。従って、「趣味判断」とは、美しいもの (das Schöne) を判定する、即ち或るものが美しいか否かを判定する判断である。ところで、

「或るものが美しいか否かを区別するために、我々は、表象を認識のために悟性を通して客観に関わらせるのではなくて、かえって構想力 (恐らく悟性とも結合された) を通して、主観とこの主観の快又は不快の感情へと関わらせる。」 (§ 1, S. 3f.)

それ故、趣味判断は、表象を対象と結びつける認識判断 (Erkenntniburtheil) ではない。趣味判断は「論理的 (logisch) ではなく美的 (ästhetisch)」 (§ 1, S. 4) である。言い換えれば、悟性の客観的原理に基づく客観的 (つまり客観に属する諸性質を言明する) 判断ではなく、「その規定根拠が主観的でしかありえない」 (ebd.) 判断である。というのも、快・不快の感情への表象の關係は客観的ではありえない。何故なら、

「快・不快の感情によっては、客観に於ける何ものも表示されず、かえってそこに於いては、主観は表象を通して触発されるままに自己を感じる」 (ebd.)

からである。

カントは、このような趣味判断の働き即ち美的判断力の働きの分析を通して、「美」と「合目的性」との關係を明らかにしていく。ところで、趣味判断もやはり判断であるから、趣味判断の分析 (これはそのままカント哲学に於ける「美」の分析でもある) は、「判断作用の論理的機能という手引」 (Anleitung der logischen Functionen zu urtheilen) に従って (§ 1, S. 3, Anm.) 行われる。『純粹理性批判』に於いて既に解明されているように、これらの論理的機能は、「量」 (Quantität) ・「質」 (Qualität) ・「關係」 (Relation) ・「様相」 (Modalität) と

いう四つの契機 (vier Momente) から考察することができる (Vgl. *KdV*, A 70, B 95)。その際に、「美に関する判断に於ては、対象が美しいか否かを判定することが重要であるため (Vgl. § 1, S. 3, Anm.)、カントはまず第一に趣味判断の「質」から考察を始めている。

三——二 趣味判断の第一契機 質から見て

趣味判断の第一契機即ち「質」の面から見れば、趣味判断は、「対象の現実存在 (Existenz) に関して」「無関心 (関心なし) (ohne Interesse) である」とされる。

「趣味のことがらに於いて審判者の役を務めようとするには、ほんの少しでも事物の現実存在に心を惹かれてはならず、この点にはまったく無頓着 (gleichgültig) でなければならぬ。」 (§ 2, S. 6f.)

ところで、「関心」 (Interesse) とは、「対象の現実存在 (Existenz) の表象に我々が結びつける満足 (Wohlfallen)」 (§ 2, S. 5) である。我々が美しいものを判定するとき、問題となるのは、「その対象の単なる表象が私の内で満足を伴っているか否か」 (§ 2, S. 6.) ということであって、その対象が現に存在するかどうかか、我々と関わりがあるかどうかということではない。即ち、その対象の単なる表象が私

の快の感情と結びつくか否かが問題となるのであって、その対象の現実存在はここでは問われないのである。何故なら、「快・不快の際には、対象（自体）が問題なのではなく、対象が如何に我々の心（Gemüth）を触発するかが問題なのである」（*ZM*, S. 14）からである。

このように、「美しいもの」（*das Schöne*）についての満足は関心を欠いている、とカントは言う。つまり、美しい対象に関しては、その対象の表象に満足が結びついているだけであり、その表象が表す対象自身が現実中存在しているかどうかは、問題にはならないのである。これに対して、「快適なもの」（*das Angenehme*）や「善いもの」（*das Gute*）についての満足は関心と結びついている。これらの満足は、その対象の現実存在を前提とし、それに対する満足としてある。何故なら、「快適なもの」と善いものは、いずれも欲求能力との関係をもっている」（§5, S. 14）のであり、その欲求能力（*Begehungsvermögen*）即ち「何かを欲すること」（*etwas wollen*）と「その現存在（*Dasein*）に満足を覚えること」（つまりそれに関心を持つこと）とは同一であるから（*ebd.*）。もっとも、快適なもの（*Empfindung*）によって、いわば感性の満足としてあり、これに対して善いものは概念によって、いわば理性の満足としてある、という違いはある。快適、美、善という各々異なった満足を、カントは次のように表現している。

「快適は、理性のない動物（*vernunftloses Thier*）にとっても意味があり、美は、ただ人間に、即ち動物的な、しかしまた理性的でもある存在者（*thierisches, aber doch vernünftiges Wesen*）……（中略）……にとつただけ意味がある。しかし善いものは、あらゆる理性的存在者一般（*jedes vernünftige Wesen überhaupt*）にとつて意味がある。」（§5, S. 15）

つまり、美しいものについての満足だけが、理性的動物（*animal rationale*）という独特の地位を与えられた人間にのみ許された満足なのである。

「あらゆるこれら三種類の満足の中で、この美しいものについての満足だけが、ただそれだけが関心を離れた自由な満足（*ein uninteressiertes und freies Wohlfallen*）である。」（*ebd.*）

このように、美しいものについての満足は、快適なものや善いものについての満足とは異なって、関心を離れた（*uninteressiert*）ものという特質をもっている。それ故、質の契機から結論される美しいものの解明（*Erklärung*）は以下のようになる。

「第一の〔質の〕契機から結論される美しいものの解明趣味とは、一切の関心なしに、(ohne alle Interesse) 満足又は不満足によって対象或いは表象様式を判定する能力である。そのような満足の対象が美しい、(schön) と呼ばれる。」 (§5, S. 16.)

三——三 趣味判断の第二契機 量から見て

趣味判断の第二契機即ち「量」の面から見ると、趣味判断はどのように分析されるであろうか。カントは、第一契機の解明から、

「美しいものとは、概念なしに (ohne Begrif) 普遍的な満足の客観として表象されるところのものである。」 (§6, S. 17.)

という解明を導き出す。この解明は、美しいものは、①「概念なしに表象される」という部分と、②「普遍的な満足 (allgemeines Wohlgefallen) の客観として表象される」という部分との二つに分けることができる。そして、第一契機の解明から直接導かれるのは②の部分である。つまり、或るものについての満足が、その満足している誰か或る人自身に於いて一切の関心を離れていると意識されていけば、彼は、その或るものはあらゆる人に対しても満足の根拠を含んでいると

判定しなければならぬ。何故ならば、このような満足は、先に述べたように、一切の関心なしの「自由な満足」であり、そのため対象の現実存在とは無関係で、対象の現実存在及びその性質を前提とする「快適」に於ける満足とは根本的に異なっているからである。快適に於ける満足は、感性的欲求の満足であるために、傾向性 (Neigung) に基づく個人的制約 (Privatbedingung) に左右されるであろう。つまり、個人の嗜好に応じて、対象についての満足に個人差が生じることになる。これに対して、「美」に於ける満足の場合には、自由な満足であるが故に、その満足の根拠として或る特定の判断者の主観だけが依存するような如何なる個人的制約もそこには見出されえなす (Vgl. §6, S. 17.)。もし何らかの個人的制約があるとすれば、それはもはや自由な (= 自律的な) 満足とは呼べないからである。それ故、この満足は、あらゆる他の人々にも妥当する普遍性をもっていると考えられるのである。

このようにして、趣味判断は「普遍性」(Allgemeinheit) という判断の量をもつことが要請される。しかし、この普遍性は、①の部分で示されているように、概念に基づくものではない。¹⁹⁾つまり、論理的普遍性ではない。何故なら、趣味判断は認識判断でも論理的判断でもないのであるから。もしこの普遍性が概念に基づくものであれば、趣味判断は悟性(概念の能力としての)によってなされるものとなり、論理的判

断（また認識判断）と同じものになってしまふ。しかし、趣味判断は、あくまでも美的判断力が対象の表象を主観の快・不快の感情に関わらせることよつて対象を判定するのであつて、認識判断のようにこの表象を概念を通してその客観へと関わらせるのではない。それ故、趣味判断は概念なしに対象を美しいと判定しなければならぬ。であるから、趣味判断に於いて主観は、客観の概念と結ばれるのではなく、単に対象の表象と関わるにすぎない。それ故、趣味判断の普遍妥当性 (Allgemeingültigkeit) は、客観的ではありえず、単に主観的であるにすぎない。換言すれば、この普遍性は、「論理的ではなく、美的である。即ち、判断の客観的量をではなく、単に主観的量を含むにすぎない。」 (§8, S. 23)

ここで「判断の客観的量」とは、『純粹理性批判』の「判断表」(Tafel der Urtheilen) (Vgl. Kph/I, A 70, B 95) にも挙げられている。一般形式論理学に於ける判断の量を意味する。即ち、論理的・客観的普遍性とは、形式論理学に於ける全称命題 (universal proposition) (全称判断 (allgemeines Urtheil)) の量である。「すべてのSはPである。」とどう場合の「すべて、(のS)」がそれであり、これは判断の対象(客観)についての規定である。これに対して、美的・主観的普遍性は判断の主体(主観)についての規定である。つまり、趣味判断を行うすべての人に対してその趣味判断が妥当するということを表している。^⑧ちなみに、「論理的量に関しては、あらゆる

趣味判断は単称判断である。」 (§8, S. 24)

以上のような趣味判断の第二契機の分析に加えて、カントは、趣味判断に於いて快の感情と対象の判定とはどちらが先行するのか、という問題について考察している。

まず、「所与表象についての快」が対象の判定に先行し、その快に基づいて趣味判断がなされ、そして、その判定の普遍妥当性及びその快の普遍的可伝達性 (allgemeine Mittheilbarkeit) が認められるとするのは、自己矛盾している。カントは言う (§9, S. 27)。「何故ならば、そのような快は、「感能の感覚に於ける単なる快適々」(bloße Annehmlichkeit in der Sinnempfindung) (ebd.) 以外の何ものでもなく、それは個人的に妥当しうるのみで、普遍的に伝達されうるものではないからである。それ故、むしろ

「対象の、或いはそれによつて対象が与えられる表象の、この単に主観的(美的)な判定が、対象についての快に先行し、認識諸能力の調和に即したこの快の根拠である。」 (§9, S. 29)

つまり趣味判断に於いては、対象の判定は、対象についての快の感情の根拠として、その快の感情に先行しなければならぬのである。しかもその判定は、主観的普遍妥当性をもつものとして、普遍的に伝達されうるもの、即ちすべての人に

伝えることができるものでなければならぬのである。

ところで、「認識及び認識に属する限りでの表象の他には、何ものも普遍的に伝達されることはできない」 (§ 9, S. 27) のであるから、ここで言われる判定の普遍的可伝達性は、認識に属する限りでの表象の普遍的可伝達性に他ならない。しかし、趣味判断は単に主観的な美的判断であるから、この表象の普遍的可伝達性の根拠は、客観や概念に求められることはできず、(判断の主体としての) 主観の内に求められなければならない。そして、この根拠とは、

「表象諸力 (Vorstellungskräfte) が所与の表象を認識一般に関与させる限りに於いて、それらの表象諸力相互の関係の内に見出される心の状態 (Gemüthszustand) 以外のものでありえない。」 (§ 9, S. 28.)

ここで言われる「表象諸力」には、「直観の多様を纏め上げるための構想力 (Einbildungskraft) と、表象を合一する、概念の統一のための悟性 (Verstand)」 (ebd.) が含まれている。そして、趣味判断に於いては、これらの表象諸力 (これらは「認識諸力」 (Erkenntniskräfte) とも言われる) は与えられた表象によって活動させられるが、その際、「如何なる規定された概念 (bestimmter Begriff) によっても特殊な認識規則へと制限されることはなく」 (ebd.) が故に、その表象に於い

て「自由に遊動して〔戯れて〕いる」 (in einem freien Spiele sein) (ebd.) である。この所与表象に於ける表象諸力の互いに調和的な自由な遊動についての感情こそが、先に言われた「心の状態」である (Vgl. § 9, S. 31)。このような心の状態は、あらゆる主観に対して妥当し、それ故に普遍的に伝達可能である。何故ならば、構想力と悟性とは、あらゆる人間に、彼が認識主観としてある限り、普遍的に存在するからである。²¹⁾

このようにして、趣味判断に於ける美しいものの表象に対する判定は、その表象に於ける、構想力と悟性との互いに調和的な自由な遊動による我々の心の状態に基づき、この心の状態の普遍的可伝達性によって、主観的普遍妥当性を与えられるのである。そして、この心の状態はまた、対象についての満足即ち快の感情の根拠でもある。我々は、このような心の状態を「内感 (innerer Sinn) と感覚を通して美的に」 (§ 9, S. 30.) 意識するのである。

以上の考察から導かれる美しいものの解明は、以下の通りである。

「二番目の〔量の〕契機から結論される美しいものの解明

美しい、(schön) とは、概念なしに普遍的に満足を与えるところのものである。」 (§ 9, S. 32.)

三——四 趣味判断の第三契機 関係から見ても

第三の契機は「関係」である。趣味判断の第三契機としては、趣味判断に於いて考察される「諸目的の関係」(Relation der Zwecke) が取り上げられる。

まず、「目的」(Zweck) をカントは次のように定義している。

「目的とは、或る概念がその対象の原因(その対象を可能にするレアルな根拠)と見なされる限りでの、そうした概念の対象である。」 (§ 10, S. 32.)

「その概念が同時にその客観の現実性の根拠を含む限りでの或る客観の概念」(Eintl. IV, S. XXVIII.)

そして、「或る概念、その客観に関する原因性(Causalität)」が、「合目的性」(Zweckmäßigkeit) (これをカントは「目的の形相」(forma finalis) とも呼んでいる。)である (§ 10, S. 32.)。より平易に言うると、「合目的性」とは、或る事物が或る目的に過って在るとき、その事物の形態或いは性質に見出される原因性のことである。例えば、鳥の羽根(＝或る事物)は飛ぶこと(＝目的)のために都合よくできている。つまり、飛行という目的の結果として実現する原因となる性質を有している。即ち、飛行という目的に対して目的に適っている、即ち「合目的」(zweckmäßig) であると言っていることが

できる。

このように一般には、合目的性は目的を前提とし、それに従って事物が在ることによって規定されると考えられる。しかしカントは、「目的がなくても合目的性はありうる。」 (§ 10, S. 33.) と言う。

「目的(目的結合の質料 (die Materie des nexus finalis) としての) がその根底に置かれなくても、我々は合目的性を形式の上から観察することができるし、反省による他ないにせよ、対象に於いて認めることができるのである。」 (§ 10, S. 33f.)

つまり、或る対象の可能性が目的の表象を前提していなくても、ただ目的に従った原因性が、即ち或る一定の規則の表象に従ってその対象をどのように秩序づけたと思われる或る意志が、その根底に想定される限り、その可能性が我々に説明され、理解されることができるとい理由だけでもって、その対象は合目的と呼ばれることができるのである (§ 10, S. 33.)。

ところで、目的は、それが主観的目的であるときには、つねに関心を伴い、「快適なもの」の根拠となり、客観的目的であるときには、概念と結ばれて、「善いもの」の根拠となる (Vgl. § 11, S. 34.)。しかし、「美しいもの」は、快適なもの

のとも善いものとも異なるが故に、如何なる目的（これは主観的か客観的かのいずれかである）も、美の根底に、従つてまた趣味判断の根底に存することはできない。趣味判断は美的判断であるから、単に主観的に、即ち「或る表象によつて規定される限りに於ける、表象諸力相互の關係」（§11, S. 34.）に関わるだけである。この關係は、既に述べたように、構想力と悟性が自由に遊動しつゝ互いに調和するという關係である。このような關係は或る表象によつて規定されるのであるが、その表象には「合目的性」が存していることをカントは指摘する。しかし、この合目的性は、それが趣味判断を規定するものである以上、如何なる目的をも離れたものでなければならぬ。

「或る対象の表象に於ける、如何なる（客観的な、又は主観的な）目的をも離れた主観的合目的性以外には、従つて、或る対象がそれによつて我々に与えられる表象に於ける合目的性という単なる形式（それが我々に意識される限りに於いて）以外には、概念を欠いて普遍的に伝達されうると我々が判定する満足をも、従つて趣味判断の規定根拠を構成しうるものはない。」（*ibid.*）

このような事態をカントは、我々は美しいものの観照（*Betrachtung*）に於いて、その美しいものの表象の奥に、そ

の形態を可能にするような何らかの意志（*Wille*）を想定するが、その意志はまた、如何なる特定の目的をも意図しないようなものである、とも述べている（*Vgl. § 10, S. 33.*）。）
のようなとき、我々はその表象に於ける「目的なき合目的性」（*Zweckmäßigkeit ohne Zweck*）と、単なる形態（Form）に従つて対象を判定しているにすぎないのである。

ここでカントは、判断力のア・プリオリな原理としての「合目的性」を美しいものの表象の内に見出し、それによつて我々の「心の状態」が規定されるということを示している。美的判断力は、或る対象（美しいもの）の表象（＝特殊者）の内に、単に主観的・形式的ではあるが合目的性（＝普遍者）を見出し、それを我々の主観に関わらせることによつて、我々の心の状態を表象諸力（構想力と悟性）の自由で互いに調和の取れた遊動の状態へと導き入れる。このようにして我々の判断力は、その対象を美しいと判定する。即ち、趣味判断を行うのである。そして、このような「心の状態」は、「それ自体既に快の感情であり、それと同一のものである。」（§12, S. 36.）

「それによつて対象が与えられる表象に際しての、主観的認識諸力の遊動に於ける単に形式的な合目的性の意識は、快そのものである。何故ならば、この意識は、主観的認識諸力を生気づけることに關する主観的活動の或る

規定根拠を、それ故或る特定の認識に制限されることなしに認識一般に関する或る内的原因性（それは合目的的である）を、従つて或る表象に於ける主観的合目的性と一つ一つの単なる形式を、美的判断に於いて含んでゐるからである。」 (§ 12, S. 36f.)

つまり、美しいものの表象に見出される主観的合目的性は、我々の表象諸力の自由で互いに調和した遊動という心の状態の規定根拠即ち原因性として意識される。換言すれば、（その表象の内に主観的合目的性が存する）美しい対象の表象によつて規定された表象諸力の調和的な遊動という心の状態の内には、或る原因性（即ち主観的合目的性）が含まれており、しかもその原因性は、我々の表象諸力を生気づけ、その状態を維持しようとするようなものである。そして、「主観を同じ状態に維持しようとする、主観の状態に関する表象の原因性の意識」 (§ 10, S. 33) が「快」と呼ばれるのであるから、そのような原因性（即ち主観的合目的性）の意識は、快である。それ故に、趣味判断に於ける心の状態（構想力と悟性との互いに調和した自由な遊動という状態）は、快の感情として意識されるのである。

ここに於いて我々は、何故カントが、

「或るものが美しいか否かを区別するために、我々は、

表象を認識のために悟性を通して客観に関わらせるのではなくて、かえつて構想力（恐らく悟性とも結合された）を通して、主観とこの主観の快又は不快の感情へと関わらせる。」 (§ 1, S. 3f.)

と述べたのかを、十分に説明することができる。即ち、趣味判断は、美的判断力が対象の表象に存する主観的合目的性（目的を離れた）を主観に関わらせ、その主観の表象諸力をそれらが自由に遊動しながら互いに調和するという心の状態へと導き入れることによつてのみ成立する。そして、この心の状態は快の感情であるから、趣味判断とは本来、対象の表象と快・不快の感情との関わりに於いて、しかもそこに於いてのみ成立するものだったのである。

以上、趣味判断の第三契機即ち目的から見た考察によつて導き出される美しいものの解明は、以下の通りである。

「この三番目の「関係の」契機から結論される美しいものの解明

美とは、合目的性が目的の表象なしに、或る対象に於いて知覚される限りに於ける、その対象の合目的性の形式である。」 (§ 17, S. 61.)

三一一五 趣味判断の第四契機 様相から見て

趣味判断の第四の契機は、「対象についての満足の様相」(die Modalität des Wohlgefallens an dem Gegenstand)である。この契機から見るとき、趣味判断はどのように考察されるであろうか。

我々が或る対象を美しいと声明するときには、あらゆる他の人々もまた、当然この対象に満足を抱き、それを美しいと判断するであろうと我々は想定する。つまり、我々が下す趣味判断は、それが正しい趣味判断である限り、第二契機に於いて分析されたように普遍妥当であると同時に、さらに必然的 (notwendig) でもあると考えられるのである。即ち、趣味判断に於ける対象についての満足の様相として、「必然性」(Notwendigkeit) が考えられる。しかし、趣味判断に於ける「この必然性は特殊な種類のものである。」 (§ 18, S. 62.) とカントは述べている。それは、認識判断 (論理的判断) に於けるような理論的・客観的必然性でも、実践理性的概念を通してなされる判断がもつ実践的必然性でもない。

「この必然性は、美的判断に於いて考えられる必然性として、ただ範型的 (exemplarisch) とだけ呼ばれうる。即ち、提示されることのできない或る普遍的規則の実例と見なされる判断に対して、すべての人が同意することの必然性である。」 (§ 18, S. 62f.)

具体的に言うならば、「この花は美しい。」という趣味判断は、或る普遍的な規則 (つまり趣味という規則) の具体的実例となる判断である。そして、この判断に対してあらゆる人が同意する、つまり、あらゆる人が同様にかつ必ず「この花は美しい。」と判断するならば、この判断には範型的必然性 (die exemplarische Notwendigkeit) が存しているという訳である。

この趣味判断の範型的必然性は、規定された概念から導き出されることはできない。何故なら、趣味判断は、概念を離れて、或いは規定された概念に基づくことなく対象を判定するものであるから。それ故、この範型的必然性は、「確然的 (apodiktisch) ではない。」 (§ 18, S. 63.) またこれは、「経験の普遍性」(ebd.) 即ち、或る一定の対象に対しては各人の判断が一貫して一致するという経験から導き出されるものでもない。何故なら、経験的な個々の事例の集積は全体 (das Ganze) をなすことはできないし、また、この必然性は元来、「経験的判断には基づきえない」ものであるから (ebd.)。

以上のように、趣味判断は、或いは趣味判断に於ける対象についての満足は、範型的な必然性をもつと考えられる。従って、我々が「この花は美しい。」と判断するならば、あらゆる他の人々も同様に判断すべき (urtheilen sollen) であると我々は考える。しかし、ここで主張される「当為」(Sollen) は、「実践理性批判」に於いて述べられた道徳法則

に於ける当為のように⁽²²⁾、規定された客観的原理に基づいた、無制約的で客観的かつ普遍妥当的な必然性 (die unbedingte, objective und allgemeingültige Notwendigkeit) をもっているのではなく、単に主観的⁽²³⁾で制約された必然性 (die subjective und bedingte Notwendigkeit) をもつだけである。即ち、趣味判断に於ける必然性とは、単に主観的で制約された〔条件付けられた〕必然性でしかないのである。

では、このような趣味判断に於ける必然性の制約 (Bedingung) とは何であろうか。それをカントは、「共通感覚と『う理念』 (die Idee eines Gemeinsinnes) (§ 20, S. 64.) であると言う。即ち、趣味判断は、必然性をもつために、「概念によってではなく単に感情によって、しかしまた普遍妥当的に、何が満足を与え、何が満足を与えないかを規定する、或る主観的原理をもたねばならない。」(ebd.) しかし、この主観的原理は、「共通感覚 (ein Gemeinsinn) としか見なされえないもの」(ebd.) である。カントはこの共通感覚を、所謂五感 (視覚・聴覚・嗅覚・味覚・触覚) とし、⁽²⁴⁾ 外的感能 (äußerer Sinn) を意味するのではなく、「我々の認識諸力の自由な遊動からの結果」 (§ 21, S. 65.) を意味している⁽²⁵⁾ と述べている。これは『形而上学講義』に於いては、「そこに於いて人々の感覚が一致するところの普遍的感覚 (allgemeiner Sinn)」 (FM, S. 172.) とも言われるが、⁽²⁶⁾ 伝統的な sensus communis とは異なる⁽²⁷⁾ とカントは述べている。

(§ 20, S. 64; vgl. § 40, S. 156f.)。カントの規定によれば、この共通感覚とは、「反省に当たり、あらゆる他の人々の表象様式に思考の内 (ア・プリオリに) 顧慮を払う判定能力 (Beurteilungsvermögen)」 (§ 40, S. 157.) である。「この共通感覚というものが存在するという前提の下でのみ、…… (中略) …… そうした共通感覚を前提してのみ、趣味判断は下されるのである。」 (§ 20, S. 64.) とカントは言う⁽²⁸⁾。

では、このような共通感覚というものを前提しうる根拠は何であろうか。それをカントは、「感情の普遍的可伝達性」 (die allgemeine Mittheilbarkeit eines Gefühls) を手引にして考えている。「認識や判断は、…… (中略) …… 普遍的に伝達されなければならない。」 (§ 21, S. 65.) と同時に、「心の状態、即ち認識一般に対する認識諸力の調和 (Stimmung)」 (ebd.) も、換言すれば「それによって或る対象が与えられる或る表象に相応しい認識諸力の釣合 (Proportion)」 (ebd.) もまた、この表象が認識になるために、認識の主観的制約として普遍的に伝達されなければならない。このような認識諸力 (構想力と悟性) の調和は、与えられる客観の差異に従って異なった釣合をもつ。だが、構想力と悟性が最もよく釣り合うような釣合に於ける調和が一つ存在するはずである。しかし、このような調和は、ただ感情を通して規定される⁽²⁹⁾ よりは他はない。ところで、このような調和は普遍的に伝達されなければならないのであるから、その感情もまた普遍的に伝

達されなければならない。ところが、「共通感覚」という概念が意味している、「各人の個人的感覚は、個人的とは言っても、まったく特殊な感覚ではなく、或る人の個人的感覚は他の人のそれと一致するはずであり、この一致によって我々は普遍的規則を得る。」(FM, S. 175.) ということを前提して初めて、感情の普遍的可伝達性は成立する。それ故、

「感情の普遍的可伝達性が共通感覚を前提しているが故に、共通感覚は根拠をもって想定されることが出来る。」

(§ 21, S. 66.)

と言うことが出来るのである。

ところで、このような共通感覚は、経験に基づいていることはできない (Vgl. § 22, S. 67.)。何故ならば、この共通感覚は、或る当為 (その判断にすべての人が合致すべきであるという当為) を含んだ判断に是認を与えようとするものであるから。それ故、共通感覚とは「一つの単なる理想的規範」(eine bloße ideale Norm) (§ 22, S. 67.) である。このような規範を前提して、我々はそれに合致する判断及びそこに表現されている対象についての満足に、主観的ではあるが、客観的判断と同様の普遍性と必然性を与えるのである。

このようにして導かれた美しいものの説明は、

「四番目の〔様相の〕契機から結論される美しいものについての説明

美しい (schön) とは、概念なしに、必然的な満足の対象として認められるものである。」 (§ 22, S. 68.)

三一―一六 美の分析の総括

以上の分析を総括すると、趣味判断は、「関心なき満足」「概念なき普遍性」「目的なき合目的性」「概念なき必然性」という特性をもつことが明らかになる。そして、これはまた、「美」のもつ性格でもある。即ち、趣味判断は、対象の現実存在に顧慮を払うことなく、また何らかの規定された概念に基づくこともなく、単に対象の表象についての反省に於いて成立する我々の心の状態、即ち快の感情によって対象を判定するのである。しかもその際、この判断は、単に主観的ではあるが普遍的かつ必然的に妥当するものとして成立する。そして、この判断の根拠となるものは、或る対象の表象に存する「合目的性という単なる形態」(die bloße Form der Zweckmäßigkeit) 即ち「如何なる目的をも欠いた主観的合目的性」である。

さて、この主観的合目的性とは、具体的には認識諸力即ち構想力と悟性との自発的調和 (合致)、即ち構想力の自由な表象 (形象) 形成作用が悟性の規則性へと自発的に調和する) として現れる (Vgl. § 21, S. 65f.)。そして、このような

表象諸力の互いに自由で調和的な遊動の意識、即ち形式的合目的性の意識が、「快そのものである。」(§ 12, S. 37) 即ち、このように「主観の認識諸力が生氣づけられ」(ebd.) 自らにそれを維持しようとすることに於いて成立する主観的合目的性(これは同時に、判断の対象の表象に存するとも言われる)によって、快・不快の感情が規定されるのである。

「すべては趣味の概念に帰着する。即ち、趣味とは、或る対象を構想力の自由な合法則性 (die freie Gesetzmäßigkeit der Einbildungskraft) へ関係させて判定する能力である。」 (§ 22, S. 68f.)

ここで「構想力の自由な合法則性」とは、構想力が悟性の概念に束縛されることなく自由に遊動しつつ、それでもなお自ら悟性の合法則性へと調和していくことを表したものである。

「法則なき合法則性 (eine Gesetzmäßigkeit ohne Gesetz) と、表象が或る対象についての一定の概念に関係づけられるところの、悟性への構想力の客観的一致を欠いた、悟性への構想力の主観的一致 (eine subjective Übereinstimmung der Einbildungskraft zum Verstande) とだが、悟性の自由な合法則性(それは目的なき合目的性

とも呼ばれた)と両立することができるが、また趣味判断の特質と両立することができるようになるのである。」 (§ 22, S. 69)

美とは、対象の合目的形態によって触発されて自由に遊動する構想力が、「悟性の自由な合法則性」(die freie Gesetzmäßigkeit des Verstandes) へと自ら調和し、その調和的气氛 (Stimmung) に於ける心の状態、即ち快の感情によって判定されるものである。

趣味判断、即ち美しいものについての判断に於いては、以上のようにして、反省的判断力は、「合目的性」という自己の原理を通して、快・不快の感情に規則を与えるのである。

三——七 (補論) 構想力と悟性

—— 趣味判断の本質 ——

以上我々は、趣味判断の分析を通して、美的判断力がどのように働き、快・不快の感情とどのように関わるのかを考察した。そこに於いて、美的判断力は、美しい対象の表象に存する主観的合目的性という形態によって触発された、構想力と悟性との調和的遊動という心の状態をもって、対象を美しく判定するのであるが、同時に、この心の状態こそが快の感情に他ならないと言われた。また、この構想力と悟性との互いに自由で調和的な遊動は、構想力の自由な合法則性と悟

性のやはり自由な法則を欠いた合法則性との一致とも言われた。しかし、ここに於いて論じられている構想力と悟性は、『純粹理性批判』で明らかにされたこれらの能力の働きと同じ働きを有しているのであろうか。それとも、美的判断に於いては、これらの能力はその性格を変えてしまうのであるろうか。

本項に於いては、趣味判断に於ける構想力と悟性の各々の働き、及びそれらの関係について改めて考察してみたい。この究明によって、趣味判断の、そして美的判断力の本質がより鮮明になるであろう。

カントは、趣味判断を論理的判断と區別して、「後者は或る表象を客観の概念へ包摂するのに反し、前者はまったく概念へ包摂しない。」 (§ 35, S. 145) と言ふ。これは、「趣味判断の第二契機 量から見て」に於いて主張されていることであつた (Vgl. § 6, S. 16)。それ故、趣味判断が基づくのは、単に判断一般の主観的・形式的制約だけである。そして、「あらゆる判断の主観的制約とは、判断する能力そのもの (das Vermögen zu urtheilen selbst)、即ち判断力である。」 (ebd.) 趣味判断は、ただ判断力にのみ基づいてゐる。ところで、

「それによって或る対象が与えられる表象に關して判断力が使用されるためには、二種の表象諸力の調和が、即

ち構想力 (直観と直観の多様を纏め上げるために) と悟性 (この「多様の」総括の統一の表象としての概念のために) との調和が必要である。」 (ebd.)

我々は、直観及びその多様を纏め上げること (即ち構想力の働き) と、さらにそれを統一する悟性の働きなしには、いかなる対象の表象もつことはできないであろうから、判断力の使用に於いてこれら二種の表象力が求められるのは当然である。しかし、それと同時に、趣味判断に於いては構想力と悟性とは調和することが求められる。対象の表象に際して、これら表象諸力が互いに何の關係ももたず、ばらばらに働くというのでは、肝腎の表象自体が成立しえないであろうから、構想力と悟性とが何らかの關係の内になければならないことは明白である。しかし、この關係が「調和」(Stimmung) という關係であるとは、どのような意味に於いてであろうか。

まず、認識判断 (規定的判断力の働き) の場合には、構想力と悟性との關係は明らかである。『純粹理性批判』に述べられているように、構想力は、統覚の統一 (die Einheit der Apperzeption) に則つて悟性の概念を図式化し (即ち概念に對する図式を産出) (Vgl. *KrV*, A 140, B 179f.) 直観の多様を綜合する (纏め上げる) (Vgl. *KrV*, A 118)。そして、規定的判断力は、構想力の纏め上げた直観の多様を、この図

式を通して、悟性の規則に従って概念の下へと包摂する。ここに於いては、構想力は全面的に悟性の働きの下にある。換言すれば、構想力は悟性の規則に従って働いている。それ故この場合には、構想力と悟性とは（前者が後者の規則に従うという仕方でも）或る意味では調和していると言うことができらるであらう。

次に、趣味判断（反省的・美的判断力の働き）の場合にはどうであらうか。

「この場合、客観の概念が判断の根底に存するのではないから、この判断は、単に構想力自身が（それによつて或る対象が与えられる表象に際して）、悟性が一般に直観から概念へと達するという制約の下へと包摂されることに於いて成り立つにすぎない。」 (§35, S. 145f.)

即ち、認識判断に於いては「直観が概念に」包摂されたのであるが、趣味判断に於いては「直観或いは描出の能力（構想力）が概念の能力（悟性）に」（§35, S. 146）包摂されるのである。ここでは、構想力と悟性とは、互いに端的に「作用そのものとして結合せられ^②」ている。つまり、趣味判断に於ける構想力と悟性との調和とは、端的に両者の作用の調和に他ならない。

と云ふで、構想力 (Einbildungskraft, facultas imaginandi)

とは、「対象が現に存在していなくても、これを直観に於いて表す能力」(KdF, B 151) である。この能力は、その働きに従つて「生産的」(produktiv) な構想力と「再生的」(reproduktiv) な構想力とに区分される。生産的構想力とは、「対象を根源的に描出する（根源的表示）能力」(ein Vermögen der ursprünglichen Darstellung des Gegenstandes (exhibito originalia)) である。そして、「この描出は経験に先行する。」(Anthropologie, S. 167.) また、再生的構想力は、「対象を派生的 (abgeleitet) に描出する（派生的表示 exhibito derivativa) 能力」であつて、「この描出は、先に持ったことのある経験的直観を心の中に取り戻すものである。」(Anthropologie, S. 167.) このように、構想力は生産的・再生的と区分されるが、人間の心の能力としては、やはり一つである。その基本的な作用とは、端的に言えば、Ein-Bildungs-Kraftとして、何らかの（表象としての）「像（形象）」(Bild) を形成する能力である (Vgl. KdF, A 120)。

もっとも、『純粹理性批判』に於いては、「このような「形象」を描き出すのは「生産的構想力の経験的能力」(KdF, A 141, B 181) であると言われる。「或る概念にその形象を付与する構想力の一般的な手続き (Verfahren) の表象」(KdF, A 140, B 179f.) がその概念の「図式」(Schema) と言われるのであるが、カテゴリー即ち純粹悟性概念の場合には、それに対応する形象はなく、ただ「概念一般に従う統一の規

則に則った純粹綜合」(KdF., A 142, B 181.)であり、「超越論的時間規定」(die transzendente Zeitbestimmung) (KdF., A 139, B 178.)として働く「超越論的図式」(das transzendente Schema)が、「構想力の超越論的所産」(ein transzendentes Produkt der Einbildungskraft) (KdF., A 142, B 181.)として産み出される。その意味では、認識に於ける生産的構想力の最も根源的な働きは、形象を産み出すことではなく、超越論的図式を産み出すことである。この点には十分注意しなければならないが、趣味判断に於ける構想力の働きを問題にするときには、認識判断に於けるような概念に基づく図式の産出ではなく、むしろ形象の描出という働きを考察するべきである。

さて、趣味判断に於いて、構想力は悟性の概念に束縛されることなく、自由に遊動する (frei spielen) と言われた。即ち、ここでは構想力は対象の現実存在 (Existenz) に顧慮を払うことなく（もし顧慮を払うならば、それは認識判断とならざるをえないのであるから）、対象の表象を自由に形成 (bilden) する。別の表現をとるならば、対象を自由に描出 (darstellen) する。これは、構想力の生産的な働きと言われうるであろう。

一方、悟性 (Verstand) とは、「認識の自発性・思惟する能力・概念の能力・判断の能力・規則の能力」(KdF., A 126) である。悟性はその自発性 (Spontaneität) に於いて我々の認

識を成立させる。しかし、我々人間の悟性は、つねに事物を概念によって比量的 (diskursiv) に認識するのであって、その認識は決して直覚的 (ostensiv) ・直観的 (intuitiv) ではない (Vgl. VM, S. 139.)。即ち、悟性に対してつねに感性からその認識の素材が与えられるのでなければ、我々の認識は成立しえない。

ところで、狭義の悟性⁽²⁸⁾の作用とは、端的に言えば、普遍的規則を与えることにある。「この意味での悟性はただ、一般的規則の想起能力にすぎない。」(VM, S. 159) であるから、その作用は本来「合法的」(gesetzmäßig) である。また、悟性は認識の自発性であるから、その働きは自律的であり、それ故自由なものである。これは趣味判断に於いても変わることはないはずである。

以上、構想力と悟性の作用について分析した。では、趣味判断に於けるこの二つの表象能力の作用の調和とは、どのようなものであろうか。

それは次のようなものである。即ち、趣味判断に於いて構想力は、所与対象を表象するに際して、対象を直観し、その対象の表象そのものを自らの能力に従って自由に形成 (frei bilden) する。この形成作用は、対象が所謂美しいものである場合 (趣味判断の場合) には、自ずから悟性の合法的性 (これが悟性の作用の最も一般的な表現である) に合致する。悟性はこれによってその作用を促進され、同時に、その合法

則性に従って構想力の形成作用を促す。これによって構想力はその作用をますます促進される。ここに於いては、自由の内にある構想力と、合法則性を備えた自由な悟性との、交互に他を生気づける (*beleben*) 活動が見出される。即ち、ここではこの二種の表象力は何ものにも束縛されず、自己の能力を十二分に發揮する。と同時に、これらは互いに調和した状態にある (*Vgl. § 9, S. 30f.*)。まさに、自由で互いに調和的な遊動の内にあるのである。そして、このような心の状態そのものも「合目的」(*zweckmäßig*) と呼ばれうる (*Vgl. § 40, S. 161.*)。

即ち、反省的・美的判断力とは、「單なる作用ならぬ、作用と作用との直接的なる結合としての高次の作用」⁽¹⁹⁾として、構想力と悟性を調和させ、「その調和に由って兩者相促して益々その作用を活發にし、心意の全體即ち所謂生命感を促進する。それが美感として意識せられる」ということによつて、そこに合目的性(単に主観的ではあるが)⁽²⁰⁾を成立させ、これによつて快・不快の感情に規則を与えるのである。

(未完)

注

(19) 「美的判断力の弁証論」(*die Dialektik der ästhetischen Urtheilskraft*) に於いて、この問題は改めて論じられている。そこでは、趣味判断は「規定された概念」(*bestimmter Begriff*) には基づかないが、「未規定の概念」(*unbestimmter Begriff*) (即ち現象の超感性的基体 (*das übersinnliche Substrat der Erscheinungen*)) の概念) には基づくと述べられている (*Vgl. § 57, S. 237*)。従つて、ついで言う「概念なし」とは、「正確には「規定された概念なし」と言うべきであらう。

(20) H. W. Cassirer は *A commentary on Kant's Critique of Judgement*, 1938, reprinted 1970 by Barnes & Noble, Inc. and Methuen & Co. Ltd, p. 154, Note に於いて、カントの主観的・客観的という用語についで三段階の解釈を施している。

(1) 「主観的なもの」は認識する主観に関連しており、「客観的なもの」は自然の客観(対象)に関連する。

(2) もし判断に如何なる普遍性も必然性も属しえず、その妥当性もまったく各々の主観の心の状態に依存しているならば、判断は主観的である。もし、いくらかの普遍性や妥当性が添えられらるのであれば、判断は客観的である。

(3) もし、判断が規定されたア・プリオリな概念に基づいているならば、その判断は客観的と呼ぶことができる。もし、不確定なア・プリオリな原理に基づくのであれば、その判断は主観的と呼ぶことができる。

(21) ここで言う「美的・主観的普遍性」という概念に於ける「主観的」は、第一の意味に該当するであらう。

(21) これに関しては、カントは次のように述べている。
「美的判断力の単に主観的根拠に基づく判断に対する普遍的同意 (*allgemeine Beistimmung*) を要求することが正当な根拠をもつためには、次のことが認められれば十分である。(一) この能力の主観的制約は、このとき動かされる認識諸力の認識一般への関係に関する限り、すべて

